

社会保障審議会障害者部会

第121回(R3.11.5)

委員提出資料

委員提出資料

提出者 陶山 えつ子 委員

社会保障審議会障害者部会(第121回)意見書

一社日本難病・疾病団体協議会 陶山 えつ子

障害者の居住支援について

(1) 地域生活支援拠点等の整備の推進について

3ページの検討の方向性について、一つ目の〇「市町村における地域生活支援拠点等の整備を推進するため、法令上の明確化と、市町村における努力義務化」に関して賛同します。しかし、指定難病に関しては申請が都道府県、政令市であるため、市町村がニーズを把握することが難しいと考えられます。そこで、法令上の明確化の中に、都道府県との連携を図ることを明記していただきたい。

全国の整備状況から多機能拠点整備型より、面的整備型が多く、行政との協働は欠かせません。第6期障害福祉計画に係る基本指針においては「機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本」としていますが、年1回の協議会だけでなく、ワーキンググループを作り、いつでも動けるサービス提供体制を作っておいていただきたい。

(2) 共同生活援助について

グループホーム入居者のアンケート結果から、実家に帰らず、一人暮らしを望まない人が多く、60%以上の人が「グループホームの生活でいやだと思うことは特にない」と答えているから。グループホームの制度の在り方を考えるとき、一人暮らしをするための通過地点と考えているが、今後は終の棲家として考えられるのではないか。

社会の高齢化と共に、障害者の高齢化も進む中で、富山県の共生型グループホームでは、障害や疾患、年齢に関わらず家庭的な雰囲気で多様な人が一緒に利用できる福祉サービスを行っており、インクルーシブな社会の先駆けとなっている。

障害の枠にとらわれず、専門職の配置はもちろんのこと、ピアサポートをしている患者会やNPO団体、地域のボランティアの力を集めたグループホームも新しい形の類型とならないか検討してはどうか。

強度行動障害者や医療的ケアが必要な方など重度障害者向けのグループホームの整備では、難病患者は進行性の疾患や、日内変動のある疾患もあり、症状が固定しないため、高齢化による速度より早く進行することもあることから、開所時から、誰もが使いやすい設備が求められる。